

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営監視機能を充実し、経営の公正性・透明性を確保することによって、利害関係者と長期間継続して良好な関係を築くことが、企業経営において必要不可欠であると認識しております。そのために、組織体制の整備だけでなく、コンプライアンスの意識向上及びリスク管理を強化して経営にあたることを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

現時点においては海外株主比率は高くないと認識しておりますが、海外株主比率20%超を目処に、株主構成の動向を踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳を検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社は、政策保有株式として上場株式を保有しておりません。

【原則1-7】

当社は、取締役の競業取引及び利益相反取引については、取締役会の決議事項と定めており、独立役員を含む取締役会であらかじめ重要な事実を開示した上で審議いたします。また、定期的に関連当事者と当社との取引有無について確認しております。

なお、取引が生じた際は、関連法令に従い、関連当事者取引として開示書類に適切に記載いたします。

【原則3-1】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画については、有価証券報告書、決算説明資料や会社HPを通じ開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針開示方針については、本報告書に記載のとおりです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、有価証券報告書を通じ開示しております。役員報酬は、基本報酬、部門別評価報酬、全社評価報酬を構成しており、役員報酬規程を定め、社外取締役を含む任意の諮問委員会である指名・報酬委員会で審議をし、取締役会で決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続については、本報告書に記載のとおりです。

(5) 取締役候補者の個々の選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-1-1】

当社取締役会は、監査等委員会設置会社制度の枠組みを活用し、株主総会決議や法令及び定款に基づく専決事項や、取締役会規程に基づく会社の重要な意思決定を行っております。

一方で、意思決定の迅速化や審議の効率化のため、社内規程を整備し、日常の執行を経営陣に委ねております。

【原則4-8】

当社は、経営の監督機能を強化するとともに、効率的な経営を実現するため、監査等委員会設置会社形態を採用しており、2名以上の社外取締役を選任するよう規程を整備しております。現在、独立社外取締役4名を選任しています。

【原則4-9】

当社は、社外取締役の選任にあたって、企業経営や各専門分野における豊富な経験と高い見識ならびにその職務に相応しい人格を有する方を社外取締役候補者に指名しています。

また、東京証券取引所が定める独立性基準を充たし、経営に対する監督機能の向上に貢献いただける方を独立役員として届け出ております。

【補充原則4-11-1】

取締役の人事に関しては、取締役がその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されることを基本方針としており、任意の諮問委員会として指名・報酬委員会を設置しております。

また、定款において取締役会の員数を11名以内(うち監査等委員4名以内)としています。

現在、当社取締役会は、7名で構成されており、そのうち4名が独立社外取締役となります。

当社独立社外取締役4名の内訳は、経営実務家1名、公認会計士2名、行政機関出身・学識経験者1名で、それぞれの分野で見識があり、当社の経営に多面的な社外の視点を積極的に取り入れることができる体制となっています。

【補充原則4-11-2】

取締役(社外取締役を除く)は、会社の承認を得ないでグループ外の会社の役員または使用人になってはならず、また社外取締役においても、兼職の範囲は合理的な範囲にとどめるものとしております。なお、重要な兼職の状況については、有価証券報告書・株主総会招集通知にて開示のとおりであります。

【補充原則4-11-3】

取締役会の全体評価として、年に1回、社外役員を含む全役員を対象に匿名でのアンケートを実施し、その結果を取締役会において確認しております。
評価の結果の概要としては、(1)取締役会の構成(2)取締役会の運営(3)取締役会の審議(4)総括、それぞれにおいて、いずれも概ね良好な評価となっております。

【補充原則4－14－2】

取締役は、社内での制度改正等についての適時の研修や情報提供だけでなく、外部組織(信託銀行、監査法人、財務会計基準機構、監査役協会、金融商品取引所等)を通じ、研修への参加や情報入手を行っております。
また、社外取締役は、専門分野での知識・経験等により、経営やコーポレートガバナンスに関する一定の知識を有していることから、就任時のガイダンスや、当社物件見学、社内会議への参加等を通じ、当社グループの業務に対する理解を深めることを中心にトレーニングを実施します。

【原則5－1】

当社は、企業価値の持続的な向上に向け、株主・投資家と対話を積極的に行い、長期的な信頼関係を確保していきたいと考えています。株主・投資家との対話については、訪問、来社、電話や電子メール等、取締役管理本部長が統括して必要な部署との連携を図り、対応します。また、個別面談については、社長、取締役管理本部長等が対応します。

当社では、建設的な対話の前提として、以下のような取組みを行います。

- ・個人投資家向け説明会の実施
- ・機関投資家向け決算説明会(年2回)や機関投資家訪問の実施
- ・決算・会社説明会資料等のウェブサイトでの提供
- ・当社ウェブサイトを通じた投資家意見の収集

対話を通じて得られた意見等については、経営判断に役立てるよう取締役会に報告します。
会社情報の開示は、IRポリシーに則り、迅速性、正確性及び公平性を旨として行います。特にインサイダー取引規制に抵触する行為は、金融商品市場全体の信頼性を著しく損なうことを強く認識し、情報漏えい等が生じないよう情報管理を徹底します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社オフィス扇	1,497,000	14.97
水永 政志	1,351,200	13.51
田口 弘	900,000	9.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	730,200	7.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	708,600	7.09
ROYAL BANK OF CANADA TRUST COMPANY(CAYMAN)LIMITED	466,000	4.66
CBLDN KIA FUND 136	213,480	2.13
野村信託銀行株式会社(投信口)	189,600	1.90
高橋慧	140,600	1.41
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	134,800	1.35

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明更新

1.平成28年4月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、Sumitomo Mitsui Trust(Hong Kong)Limited(三井住友信託(香港)有限公司)が平成28年3月31日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況には含めておりません。
氏名又は名称:三井住友信託銀行株式会社
住所:東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
保有株券等の数:466,200株
株券等保有割合:4.66%
氏名又は名称:三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
住所:東京都港区芝三丁目33番1号
保有株券等の数:21,100株
株券等保有割合:0.21%
氏名又は名称:Sumitomo Mitsui Trust(Hong Kong)Limited(三井住友信託(香港)有限公司)
住所:Suites 2506-9, AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong
保有株券等の数:41,600株
株券等保有割合:0.42%

2.平成28年11月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三菱UFJ信託銀行株式会社及びその共同保有者である三菱UFJ国際投信株式会社が平成28年10月31日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社としては当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称:三菱UFJ信託銀行株式会社
住所:東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
保有株券等の数:424,500株
株券等保有割合:4.25%

氏名または名称:三菱UFJ国際投信株式会社
住所:東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
保有株券等の数:113,500株
株券等保有割合:1.14%

3.上記のほか、自己株式が945,599株あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	11 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小滝 一彦	学者											
河島 克二	他の会社の出身者											
小坂 義人	公認会計士											
櫛本 健夫	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小滝 一彦	○	○	——	小滝一彦氏は、経済産業省や金融庁での豊富な経験と、大学教授としての幅広い見識をもとに、専門的な見地から経営監視が可能であり、かつ、当社との関係において、取引所が規定する項目に該当するものはなく、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
河島 克二	○	○	——	河島克二氏は、経営経験及び企業会計に関する経験と見識に基づき、常勤の社外役員として、常時、実質的・客観的な経営監視が可能であり、かつ、当社との関係において、取引所が規定する項目に該当するものはなく、同氏と一

				般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
小坂 義人	○	○	——	小坂義人氏は、公認会計士として、その監査経験及び企業会計に関する豊富な見識を活かすことが可能であり、かつ、当社との関係において、取引所が規定する項目に該当するものはなく、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
櫛本 健夫	○	○	——	櫛本健夫氏は、公認会計士として、その監査経験及び企業会計に関する豊富な見識を活かすことが可能であり、かつ、当社との関係において、取引所が規定する項目に該当するものはなく、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の職務を補助する組織は内部監査部門とし、監査等委員の求めに応じて必要な人員を配置することとします。
当該使用人の人事異動・評価等に関しては、あらかじめ監査等委員会に相談し、意見を求めることとしております。また、監査等委員会から必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいて、取締役の指揮命令は受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員4名全員が社外取締役(公認会計士2名を含む)であり、うち1名は常勤監査等委員であります。監査等委員は適正な経営活動の確保を目的とした取締役会、重要な会議への出席、関連資料の閲覧及び部門長への質問等を通じて、取締役の業務執行の監督を行っております。
また、内部監査は、社長室(2名)が担当しております。内部監査計画に基づき、各部署に対して業務監査等を実施し、監査終了後に内部監査報告書を代表取締役社長に提出して、適宜業務の改善を図っております。
内部監査部門、監査等委員及び会計監査人は、必要に応じて会合を開くことが可能な体制をとり、随時情報交換を行って相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	2	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	2	1	4	0	0	社外取締役

補足説明

当社は指名委員会及び報酬委員会に相当する任意の委員会として、指名報酬委員会を設置しております。同委員会は取締役候補者案、取締役報酬案を審議し、取締役候補者の推薦及び取締役（監査等委員を除く）報酬に対する意見等を取締役会に対し、また取締役（監査等委員）の報酬に対する意見等を監査等委員会に答申いたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

監査等委員でない取締役の報酬等は、基本報酬、部門評価報酬及び全社評価報酬より構成しております。全社評価報酬は、企業グループの業績を勘案して決定しております。具体的には、業績を評価する指標として、連結営業利益額、業績目標への達成度等を採用しております。また、モチベーションの向上及び優秀な人材の確保のためストックオプションの付与を行っております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

当社役員のモチベーションの向上及び優秀な人材の確保のためストックオプションの付与を行っております。各人への付与数に関しては、当社への貢献度や今後の職責・期待を勘案しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしていません。第16期事業年度における実績は、取締役（監査等委員を除く。）に支払った報酬226,606千円（うち社外取締役に支払った報酬300千円）、取締役（監査等委員）に支払った報酬10,350千円（うち社外取締役に支払った報酬10,350千円）、監査役に支払った報酬1,500千円（うち社外監査役に支払った報酬1,500千円）であります。なお、平成28年2月24日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、移行前の社外取締役及び監査役から取締役（監査等委員）に就任した4名の報酬につきましては、移行前の社外取締役及び監査役に在任していた期間分は取締役（監査等委員を除く。）又は監査役として、移行後の取締役（監査等委員）に在任していた期間分は取締役（監査等委員）として支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額の決定に関する方針を、「役員報酬規程」に定めております。

監査等委員でない取締役の報酬等は、基本報酬、部門評価報酬及び全社評価報酬より構成しております。監査等委員である取締役の報酬等は、基本報酬より構成しております。基本報酬は、役位別、常勤・非常勤の別を勘案して基本報酬額を決定しております。部門評価報酬は、取締役の管掌部門の成果を勘案して決定しております。全社評価報酬は、企業グループの業績を勘案して決定しております。具体的には、業績を評価する指標として、連結営業利益額、業績目標への達成度等を採用しております。

監査等委員でない取締役の報酬限度額は、平成28年2月24日開催の定時株主総会により年額300百万円以内と決議され、その範囲内において、取締役会にて決定しております。加えて、上記の取締役報酬限度額とは別枠として、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として、株式報酬型年額24百万円以内と決議されております。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年2月24日開催の定時株主総会で年額60百万円以内と決議され、その範囲内において、監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

なお、平成27年1月9日に中期経営計画を公表したことを契機に、中期経営計画達成へのコミットメントをより高め、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指す事を目的として、業績達成条件を付した有償の新株予約権を発行しております。業績達成条件を付した有償の新株予約権は、新株予約権の公正価値に相当する払込金額の払込みにより有償で発行するものであり、その払込金額は新株予約権を引き受ける者にとって有利な金額ではないことから、報酬には該当せず、取締役会決議により実施するものであります。

役員報酬の決定にあたっては、取締役会の諮問機関として社外取締役を含むメンバーで構成される「指名報酬委員会」において審議することとしており、報酬決定プロセスの透明性向上を図っております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員の職務を補助する組織は内部監査部門とし、監査等委員の求めに応じて必要な人員を配置することとします。
社外取締役(全員が監査等委員)は、取締役会に関する資料の事前配布や常勤監査等委員の活動報告を実施し、重要な事項に関して意見交換や現状報告を行う等、十分な情報提供を行っております。また、取締役会、監査等委員会への出席を通じて、内部監査、監査等委員会監査、会計監査及び内部統制についての報告を受け、適宜必要な意見を述べる事が可能な体制を構築する等、十分な情報提供やサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・コーポレートガバナンス体制の概要

当社は、平成28年2月24日開催の第15期定時株主総会の決議をもって監査等委員会設置会社へ移行し、取締役が3名(監査等委員である取締役を除く)、監査等委員である取締役が4名(うち社外取締役4名)となり、監査等委員が経営の意思決定に加わることによって監査・監督機能が強化され、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実が図れるものと判断しております。

なお、当社は取締役会の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置し、役員の指名、報酬の設定について、独立性のある答申を行うこととしております。

・取締役会

取締役会を月一回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催いたします。また、取締役会は、職務権限規程・業務分掌規程等の社内規程により、職務権限及び意思決定ルールを定め、適正かつ効率的に職務の執行が行なわれる体制を整備します。さらに、業務の運営状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施いたします。

・内部監査及び監査等委員会

当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員4名全員が社外取締役(公認会計士2名を含む)であり、うち1名は常勤監査等委員であります。監査等委員は適正な経営活動の確保を目的とした取締役会、重要な会議への出席、関連資料の閲覧及び部門長への質問等を通じて、取締役の業務執行の監督を行っております。

また、内部監査は、社長室(2名)が担当しております。内部監査計画に基づき、各部署に対して業務監査等を実施し、監査終了後に内部監査報告書を代表取締役社長に提出して、適宜業務の改善を図っております。

内部監査部門、監査等委員及び会計監査人は、必要に応じて会合を開くことが可能な体制をとり、随時情報交換を行って相互連携を図っております。

・社外取締役

当社の取締役のうち監査等委員である取締役4名は、社外取締役であります。

社外取締役は、取締役会への出席等を通じ、社外の視点からコーポレート・ガバナンス強化に寄与しております。監査等委員である社外取締役、内部監査担当及び会計監査人は必要に応じて意見交換や情報交換を行うなどの連携をとり、業務の実効性を高めております。

・指名報酬委員会

役員の指名及び報酬の決定にあたっては、取締役会の諮問機関として社外取締役を含むメンバーで構成される「指名報酬委員会」において審議することとしており、決定プロセスの透明性向上を図っております。

・会計監査人

当社は、会計監査人設置会社であり、有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名は以下のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 北川健二(有限責任 あずさ監査法人)

指定有限責任社員 業務執行社員 経塚義也(有限責任 あずさ監査法人)

なお継続監査年数は7年以内であります。

監査業務に関わる補助者の構成

補助者 公認会計士5名 その他9名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成28年2月24日開催の第15期定時株主総会の決議をもって監査等委員会設置会社へ移行し、取締役が3名(監査等委員である取締役を除く)、監査等委員である取締役が4名(うち社外取締役4名)となり、監査等委員が経営の意思決定に加わることによって監査・監督機能が強化され、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実が図れるものと判断しております。

なお、当社は取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置し、役員の指名、報酬の設定について、独立性のある答申を行うこととしております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	発送に先立ち、金融商品取引所及び当社ウェブサイトを通じた通知を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は11月決算であり、株主総会開催集中日は回避されていると考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにおいて、作成・公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	適宜、個人投資家向けに説明会を開催し、決算情報その他を説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に一度決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにおいて財務諸表だけではなく決算説明資料等IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部においてIRを行っており、専用窓口(Tel、E-mail)を設けております。	
その他	英文HP、IR資料の作成を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させる基本方針として、企業行動憲章を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務を適正かつ効率的に推進し、社会的責任を遂行する上で当社の実績に適合した有効な内部統制システムの整備及び運用が不可欠であるものと認識しております。このため、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、社長室が主体となり、内部統制システムの運用状況の監視を実施しております。

・当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業行動憲章を制定し、当社及び当社子会社の役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるための行動規範を定めております。またその徹底を図るため、コンプライアンス規程を定めコンプライアンス担当部署を置き、当該部署の管掌取締役が、当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括します。コンプライアンス担当部署は、当社及び当社子会社の役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行います。当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした対応をします。企業行動憲章において、基本方針を社内外に宣言し、社内規程を設けて社内体制の整備をします。また、不当要求防止責任者を定め、警視庁と連携するとともに、社内における教育研修を行います。

内部監査部門は、コンプライアンス部門と連携の上、当社及び当社子会社のコンプライアンスの状況を監査し、定期的に取り締り委員会及び監査等委員会に報告するものとします。

当社及び当社子会社は、法令順守上疑義のある行為等について、社外の弁護士に直接相談を行う内部通報制度の体制を整備します。

・取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、保存します。取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、リスク管理担当部署を置き、当該部署の管掌取締役が統括して、リスク管理体制を構築し、リスク管理状況を定期的に取り締り委員会及び監査等委員会に報告するものとします。また、不測の事態が生じた場合は代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、専門家の助言の下、迅速な対応を行なう体制を整えます。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月一回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催いたします。また、取締役会は、職務権限規程・業務分掌規程等の社内規程により、職務権限及び意思決定ルールを定め、適正かつ効率的に職務の執行が行なわれる体制を整備します。さらに、業務の運営状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施いたします。

・当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は関係会社管理規程を定め、子会社から定期的に業務執行に関する報告を受けるとともに、定期的な監査を実施する体制を整備します。

また、当社の取締役、役職員が各子会社の取締役を兼務することにより、相談・報告を適切に行える体制を整備します。

b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制子会社の業務執行について、当社に適時適切な報告を求めるとともに、関係会社管理規程に定めた重要事項については、当社の取締役会にて審議を行います。

c. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、子会社の管理、組織、権限等を定めるとともに、当社の主管部署を定めて、必要に応じて主管部署と子会社が連携して、業務執行を行います。

また、内部監査担当部門が子会社を含めた業務及び財産の状況の監査を行い、各子会社の業務執行の適正性を確保することとしております。

・監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員の職務を補助する組織は内部監査部門とし、監査等委員の求めに応じて必要な人員を配置することとします。

当該使用人の人事異動・評価等に関しては、あらかじめ監査等委員会に相談し、意見を求めることとしております。また、監査等委員会から必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいて、取締役の指揮命令は受けないものとしております。

・取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会において随時その担当する業務の執行状況の報告を行ないます。また、取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるときや、役職員による法令・定款違反又は不正な行為を発見したときは、監査等委員に報告します。

また、当社グループは、当社の監査等委員への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底いたします。

・監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと必要と認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

・その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員の過半数は社外取締役とし、監査の透明性を確保します。また、取締役との定期的な意見交換を行い、会計監査人・内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。さらに、役職員の監査等委員会に対する理解を深め、監査の環境を整備するよう努めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力の排除に向けて、会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても絶対にあってはならないこと及び役員、社員は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得べく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示すことを基本姿勢としております。

(2) 社内体制の整備状況

当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした対応をします。企業行動憲章において、基本方針を社内外に宣言し、社内規程を設けて社内体制の整備をします。また、不当要求防止責任者を定め、警視庁と連携するとともに、社内における教育研修を行います。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

